

## II 医療の高度化に応える専門技師認定制度を考える

### 1. 専門技師認定制度への期待と課題

# 4) 日本診療放射線技師会長が考える 専門・認定制度の期待と課題

上田 克彦 日本診療放射線技師会会長

### 日本診療放射線技師会の 考えてきた専門・認定制度

日本診療放射線技師会（以下、JART）では、従前、独自で認定していた多くの資格はそれぞれの機構に委ねてきているが、認定制度がない資格についてはまだJART単独の認定制度を有している。

また、看護職の専門・認定制度と同程度のカリキュラムあるいは課程を備えた専門及び認定診療放射線技師育成を目指し、生涯教育、資格認定、クリニカルラダーも統合的に構築することが検討されてきたが、まだ全体像の完成にはいたっていない。看護師の専門・認定制度は表1、2の要件を満たす必要があり、これと同等に診療放射線技師に適用するには決して低いハードルとは言えない。

看護職は医療界において就業人口が最も多い職業であり、看護職養成機関や医療施設内においても看護教育の体制は強固であると言える。残念ながら、診療放射線技師がすぐに同様の体制を構築することは困難であると言わざるを得ない。

### 求められる診療放射線技師 専門・認定制度

現在、診療放射線技師の専門・認定制度を認定する機構は少なくとも12はあり、その他学会等が認定している資格もある。また、JART独自認定は9資格ある。JARTでは、これまで通常の診療放射線技師業務ができる会員に資格をあたえており、特に秀でた会員には指導者資格を与える方向性で制度構築してきた。

たくさん存在する各機構や学会の認定試験等を受ける要件は異なっており、難易度についても同じ方向性で構築されているとは言えない。

医師の専門・認定制度は、従前では、各学会等専門領域独自で行われていたが、新専門医制度は、平成30年度（2018年度）、日本専門医機構の管理下におかれ大きな変貌をとげた（図1、2）。様々な問題点を抱えながらも各団体が課題解決と歩み寄りを行い、予定よりも遅れながら体制変革は達成されている。

私は、診療放射線技師の専門・認定制度についても統合した機構を設立する必要があると考えている。その中で、「専門」「認定」の目的と役割を考えていく時に、現状の診療放射線技師業務だけでなく、将来の診療放射線技師業務についても熟考する必要があると考えている。とくに、「専門」はその文言からすると専らその業務を行う者であり、資格認定と担当業務が乖離しないような業務体系をなし得てこそ国民の医療・福祉に貢献できるのではないであろうか。現行業務において、医師の「専門」と診療放射線技師の「専門」の違いや、複数の「専門」資格を有する診療放射線技師の実働や医療への貢献内容を考えると、「専門」そのものの必要性やその定義や領域について再検討を要すると考えている。

また、「認定」においては、診療放射線技師の力量を示すものであり、国民に標準的な医療を提供できる体制を整えることが目的であり、最終的には国民にわかりやすく示すことが適切であると考えている。従って、各「認定」資格が概ね同等の力量を示すものであることが適

表1 専門看護師受験資格  
(公益社団法人日本看護協会「専門看護師規程」より抜粋)

<p>第5章 専門看護師の認定</p> <p>第2節 受験資格</p> <p>第19条 専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。</p> <p>(1) 日本国の看護師免許を有すること</p> <p>(2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）</p> <p>イ 看護系大学大学院修了課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修了課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。</p> <p>ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者</p> <p>ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者</p> <p>(3) 専門看護師として必要な実務研修をしていること</p> <p>イ 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること。</p> <p>ロ 専門看護分野の実務研修内容については、細則に定める。</p>
--

表2 認定看護師受験資格  
(公益社団法人日本看護協会「認定看護師規程」より抜粋)

<p>第6章 認定看護師の認定</p> <p>第2節 受験資格</p> <p>第22条 認定看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。</p> <p>(1) 日本国の看護師免許を有すること</p> <p>(2) 認定看護師として必要な実務研修をしていること</p> <p>看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は特定の認定看護分野の実務研修をしていること。なお、実務研修内容の基準については、細則に定める。</p> <p>(3) 日本看護協会が認定した認定看護師教育課程を修了していること。又は、外国において上記と同等と認められる教育を修了していること</p>
--